

海外経済要録

国際機関

◇IMF理事会、拡大ファシリティ制度を設立

IMF理事会は9月15日、国際収支上の困難をかかえるIMF加盟国への中期金融を目的とする拡大ファシリティ(Extended facility)制度を設立した旨を発表した。これは、6月12、13日のIMF C-20ワシントン会議における、「発展途上国がより長期の国際収支赤字ファイナンスを受けられるようIMFの信用供与手段を早期に立案し採用する」旨の合意(7月号「要録、C-20コミュニケ」参照)に基づくものであり、本制度の主たる適用対象は発展途上国になるものとみられる。概要は次のとおり。

(1) 引出限度額

加盟国のクォータの140%または自国通貨のIMF保有額がクォータの265%に達するまでのいずれか小さい方とする(注)。

(注) IMFの加盟国通貨保有については、協定第5条3項(a)(iii)によって「買入れの日に終わる12か月の間に買入れ国の割当額の25%を超えて増加せず、また買入れ国の割当額の200%を超えないこと」とされているが、本制度は、6月に発足したオイル・ファシリティの場合同様、理事会決議によって当該規定遵守の義務が免除されている。

(2) 引出期間

IMFの承認後3年間。なお、従来のスタンドバイ取決めの場合は1年間。

(3) 返済

国際収支不均衡解消後速やかに返済するものとし、いかなる場合にも遅くとも引出し後5～8年の間に毎四半期16回の均等分割方式で返済する。

(4) 金利

最初の1年間は4%とし、その後1年ごとに0.5%引き上げる。ただし6.5%で頭打ちとする。

(5) 国際収支改善計画提出義務

引出し国はその引出し原因となった国際収支不均衡解決のための中期計画をIMFに提出するものとする。

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部を変更

連邦準備制度理事会は9月4日、加盟銀行の大口CD(1口10万ドル以上の譲渡可能定期預金証書)のうち、期間が4か月以上にわたるものに対しては追加準備率3%

を撤廃して準備率を5%の基本準備率のみにすることとし、9月19～25日の準備積立て週(計算期間は9月5～11日週)から実施する旨を発表した。

本措置の趣旨につき同理事会では、「季節的な資金繁忙期に対処するとともに、長期CDの発行コストを軽減することにより、大口CD満期の長期化に資するものである」と説明しており、これに伴い約4億ドルの所要準備額軽減を見込んでいる。

なお、期間4か月未満の大口CDに対しては従来同様8%(基本準備率5%+追加準備率3%)の支払準備率が適用される。

◇米国連邦準備制度理事会、特別公定歩合制度を創設

連邦準備制度理事会は9月25日、レギュレーションAを改正し、特別公定歩合(special discount rate)制度を新設する旨を発表した(即日実施)。

特別公定歩合は、連銀貸出のうち例外的に長期(たとえば8週間以上継続)にわたり、かつ大口(貸出額が平均して借入れ銀行の準備金所要額を超えるような場合)のものに対して、理事会の審査と決定に基づいて適用されるものである。なお、特別公定歩合は基準公定歩合(basic discount rate 現行8%)を上回り、非加盟銀行に対する緊急貸付歩合(現行10%)を超えない範囲内で定められるものとされている。

本制度創設の趣旨につき同理事会では、「現在のように基準公定歩合と市場金利の水準に大きな差があるときに、加盟銀行が連銀貸出に長期にわたって依存しないよう金利面のうまみを減殺し、銀行が早期に(reasonable period)連銀貸出を返済するよう、必要な営業活動の調整を行うことを期待したものである」と説明している。

◇米国、経済政策会議および労使委員会を新設

インフレ対策に国内の総意を結集するため、国内最高首脳会議(summit meeting)が9月27、28の両日ワシントンで開催されたが、閉会にあたり、フォード大統領は経済政策会議および大統領府労使委員会の新設を発表した。同会議、委員会の概要は次のとおり。

(1) 経済政策会議(Economic Policy Board)

経済政策全般にわたる企画、調整および政策実施の監督等に当たる総合調整機関。以下のように、議長、事務局長のほか11人の各省長官等により構成され、別に執行委員会が設けられる。

イ. 会議構成メンバー…サイモン財務長官(議長)、シードマン大統領補佐官(事務局長)、キッシンジャー國務長官、モートン内務長官、パッツ農務長官、デ

ント商務長官、ブレナン労働長官、ウェインバーガー保健教育厚生長官、リン住宅都市開発長官、ブリネガー運輸長官、アッシュ行政管理予算局長、グリーンズパンCEA委員長、エバリー国際経済政策委員会事務局長。

ロ. 執行委員会構成メンバー…サイモン(委員長)、シードマン(事務局長)、グリーンズパン、エバリー、行政管理予算局長。

なお、バーンズFRB議長は会議および執行委員会に随時出席できることとされている。

(2) 大統領府労使委員会(White House Labor Management Committee)

労使問題に関する大統領の諮問機関。以下のとおり使用者側、労働者側代表各8人、計16人で構成される。

イ. 使用者側委員…ハーパー・アメリカン・アルミニウム会長、ジョーンズGE会長、ベクテル・ベクテル会長、ガーステンバーグGM会長、ウォーナー・モービル会長、リントンFNCB会長、ウッド・シアーズ・ローバック会長、ラリーUSスチール副社長。

ロ. 労働者側委員…ミーニー AFL-CIO会長、カークランド AFL-CIO 経理担当委員、エーベル米国鉄鋼労組会長、フィンレー米国合同縫製労組会長、ホール米国海員組合会長、フィッツシモンズ・インターナショナル・チームスター組合会長、ウッドコック米国自動車労組会長、ミラー米国鉱山労組会長。

欧州諸国

◇英国、国民年金制度に関する白書を発表

英国政府は9月11日、国民年金制度改革案に関する白書を公表した。本改革案の主な特徴は、①年金支給額が毎年物価上昇率あるいは賃金上昇率に応じて改訂されるというスライド条項が採用されたこと、②年金制度対象期間(男子45歳、女子40歳から起算して20年間)の最高賃金に応じて支給額が決定されること(現行制度は最終賃金を基準)、③満期が20年(現行制度では40年)に短縮されること、および④支給額が男女同額であること、などである。なお労働党政府は、本改革案を遅くとも1978年4月末までに実施したいとしている。

◇ロイズ銀行、為替取引で多額の欠損発生

英国4大銀行の一つであるロイズ銀行は9月2日、同行の国際部門担当の子会社 Loyds Bank International のスイス・ルガノ(Lugano)支店が外為取引で33百万ポ

ンド(約77億ドル)にのぼる欠損を出した旨発表した。もっとも、親会社をはじめ関係金融機関の迅速な事後処理もあって、金融市場に対する影響は軽微にとどまった。

◇西ドイツ政府、現金預託制度の停止等を決定

西ドイツ政府は9月11日の閣議において、現金預託制度(Bardepot、72年3月1日に外資流入を抑制する目的で導入、現金預託率は74年2月以降従来の50%から20%に引下げ)を10月以降停止(Aufhebung der Bardepotpflicht)し、同時に債権の対非居住者有償譲渡を対外経済法に基づく要許可対象から除外する旨決定した。

本措置発表に際し、政府は要旨次のようなコメントを付している。

- (1) 本措置は、引締め政策の遂行上有害な短資の流入(die stabilitäts und währungspolitisch schädlichen Liquiditätszuflüsse)が一段落し、マルクの為替相場の切上げによる輸入価格引下げ効果が期待される状況となったため実施された。
- (2) 上記措置は、今後必要な場合には適時再開されることとなる。
- (3) なお、非居住者預金の付利禁止、非居住者による残存期間4年未満の債券等の取得禁止の両措置はそのまま存続する。

◇西ドイツ政府、1975年経済のガイド指標を設定

1. 西ドイツ政府は9月24日、今後の物価安定の一つのかぎと目されている労使の賃上げ交渉開始(10月)を目前に、財界、労組、金融機関およびブンデスバンクの代表者を招集して協調合同会議(Konzertierte Aktion)を開催した。席上フリデリクス経済相は、明1975年の被用者の所得増加を名目GNPの増加の範囲内に抑えるべきことを骨子とする1975年経済のガイド指標(Orientierungsdaten、経済安定成長促進法第3条(注)に基づく)を提示し、これに対し労使とも「これが個別の賃金交渉を先取りしたものではない」ことを前提にこれを受け入れるとともに、物価安定を指向した経済政策が引き続き priority をもつべき旨表明したと伝えられる。

2. 上記ガイド指標の具体的内容および考え方に関する政府側説明として伝えられる主要点次のとおり。

- (1) 明年について適度の経済成長と雇用水準の維持を図り、かつインフレの終息をめざすためには、現行の引締め政策の基本線を維持するとともに、ここ数年増大を続けてきた国民所得に占める被用者所得のウエイトをこれ以上引き上げず、投資を確保することがぜひとも必要である。

(2) 上記を前提にモデルを使って計算した結果、被用者所得の増加率を9.5%に抑えることが必要であり、そうすれば明年の消費者物価上昇率は本年を1%(ポイント)方下回る6~6.5%となり、かつ減税等を背景とする消費の増加に加え、必要な設備投資の増加により3%程度の実質成長が期待され、失業率は本年並み(2.5%)に維持できよう。これに反し、被用者所得の増加が二桁となった場合には、雇用と成長確保のため物価安定を企図した引締め政策の基本線を崩すか、これを堅持して成長を放棄するか、いずれかの選択を迫られるとの結果が出ており、適当ではない。

(注) 経済安定成長促進法第3条では、「政府は経済の安定的成長の遂行が危ぶまれる場合には、連邦、州、地方公共団体、経営者団体および労働組合等各界の“協調的行動”を得るためにガイド指標を設定し、経済相がその内容について関係各界に公表しなければならない」ことが定められている。

◇西ドイツ政府、建設業等の不況業種支援措置を決定

西ドイツ政府は9月25日の閣議において、不況業種、不況地域における失業増大防止のため建設業界を主たる対象とする財政支出による特別支出計画(Das Sonderprogram der Bundesregierung zur Abstützung der Beschäftigung)につき、当初予定(9月11日の閣議決定では9億マルク)を若干増額し、9.5億マルクの規模で実施する旨決定した。本支出計画は2部に分かれており(計画Aが7億マルク、同Bが2.5億マルク)、計画Aは、①地方公共団体による支出向け4億マルク、②建設業向け支出2.6億マルク、③農業向け支出0.4億マルク、からなり、他方計画Bは、全額連邦による公共投資支出に充当されることになっている。また本計画に必要な資金は、景気調整の見地から、かねてブンデスバンクに凍結されている準備金(投資税収入等)の取崩しにより調達される予定である。

◇ブンデスバンク、準備預金積立て義務の一部緩和を発表

1. ブンデスバンクは9月9日、ヘルシュタット銀行閉鎖(7月号「国別動向」参照)以後生じた破たん銀行に対するこげつき債権発生あるいは自行での預金取付けなどによる資金繰り難に陥っている金融機関に対し、次のとおり当分の間準備預金積立て義務の一部を免除し(8月1日にさかのぼり実施)その負担を軽減する旨発表した。発表文の要旨次のとおり。

「本年6月26日(ヘルシュタットの閉鎖日)以降、一部の金融機関に生じている資金繰り難の事態に関連し、①閉鎖金融機関に対する債権が回収できず、あるいは②預金等債務の各月平均残高が6月23日の残高比10%以上減

少、準備預金の積立てが不可能となった金融機関は、積立てのために国内で可能なあらゆる手段を講じ、それでもなお積立て不可能であったことが明らかな場合に限り、積立て必要額を積残し相当額まで削減することができる。ただし積残し額が上記①の債権額または②の減少額を超える場合は、削減額は同債権額または減少額までとする」。

2. 本措置は、恒久的なものではなく、金融機関の資金繰り難、あるいはこれに関連して今後生じうべき資金繰り難に対処するため一時的にとられた措置であり、現在の不安定な状況が一段落しその必要がなくなり次第廃止されるものとみられている。

◇ブンデスバンク、金融機関救済のための特殊銀行の設立を発表

1. ブンデスバンクは9月12日開催の定例中央銀行理事会終了後、かねてから同行がその調整とりまとめを行ってきた「金融機関の緊急時の資金繰り救済を目的とする特殊銀行(Liquiditäts-Konsortial bank GmbH)」の設立に関し、関係各金融機関との間で出資比率等についての合意が成立し、同行の新銀行に対する出資参加が正式に決定された旨発表した。

2. 本件に関するブンデスバンクおよび関係金融機関団体の共同コミュニケーション要旨は次のとおり。

「各金融機関団体およびブンデスバンクは、上記銀行を設立することで合意をみた。本行の設立趣旨は、元来健全な金融機関が資金繰り難に陥った場合にはこれを援助し、内外における資金決済の円滑化を図り、もって西ドイツの金融機関に対する一般の信頼感低下等の事態を防ぐことにある。本行の自己資本は10億マルク(当初払込み2.5億マルク)とし、その出資割合は、①ブンデスバンク30%、②西ドイツ銀行協会加盟銀行(Die Mitglieder des Bundesverbandes deutscher Banken E.V)30%、③貯蓄金庫協会(Die Deutschen Sparkassen und Giroverbandes E.V)加盟銀行26.5%、④信用組合協会(Die Volksbanken und Raiffeisendenbanken E.V)加盟銀行11%、⑤労働金庫協会(Die Verbandes der Gemeinwirtschaftlichen Geschäftsbanken)加盟銀行1.5%、⑥賦払金融機関(ein Treuhandfonds der Teilzahlungsbanken)1%である。なお、本行は非金融機関との取引は行わない」。

◇ブンデスバンク、支払準備率の引下げを決定

ブンデスバンクは9月26日の定例中央銀行理事会において、支払準備率を一律現行水準比8%引き下げ、10月1日から実施することを決定した。

西ドイツの支払準備率

(10月1日以降、単位・%)

金融機関 の規模		当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
		I	II		I	II
残 高 準 備 率	対象債務10億マルク 以上	15.82 〔17.2〕 (32.2)	12.19 〔13.25〕 (32.2)	10.95 〔11.9〕 (27.6)	7.31 〔7.95〕 (23.0)	6.07 〔6.6〕 (23.0)
	同1億マルク以上10 億マルク未満	14.63 〔15.9〕 (32.2)	10.95 〔11.9〕 (32.2)	9.75 〔10.6〕 (27.6)		
	同1千万マルク以上 1億マルク未満	13.39 〔14.55〕 (32.2)	9.75 〔10.6〕 (32.2)	8.51 〔9.25〕 (27.6)		
	同1千万マルク未満	12.19 〔13.25〕 (32.2)	8.51 〔9.25〕 (32.2)	7.31 〔7.95〕 (27.6)		
	増加額準備率	対非居住者債務に対してのみ適用されるが、74年1月以降停止されている。				

- (注) 1. []内は対国内債務レート、()内は対非居住者債務現行適用率。
 2. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。
 I…… Bundesbankの支店、出張所所在地の金融機関。
 II……その他の地域の金融機関。
 3. Bundesbankの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

本件に関する同行のコミュニケ要旨次のとおり。

「本措置は、主として最近における外貨流出および経済成長に応じた現金需要の増加によって生じた銀行流動性の減少を考慮して決定されたものであり、これにより所要準備額は41億マルク減少する見込みである。

◇フランス銀行、引締め政策を継続

1. フランス銀行は9月25日、10～12月の貸出準備率高率適用制度にかかる基準増加率(前年比)を次のとおり決定した。

10月末…13%、11月末…13%、12月末…12%
 ただし、短期輸出信用は各月末とも22%。

2. 今次決定では、10、11月末の基準増加率が9月末並みに維持される一方、12月末は1%ポイント引き下げられ若干規制が強化された形となっているが、この間、①短期輸出信用の基準増加率が引き上げられていること(8、9月末は19%)、②対象外貸出のウエイトが高まっていること(現在総貸出の約3分の1)、③外資取入れが進んでいること、などを勘案するととくに厳しい措置ではなく、フランス銀行がほぼ7～9月と同程度の引締め姿勢を堅持する方針を示したものとみられている。

◇フランス、物価対策を強化

フランス政府は9月2日、物価引下げキャンペーンを開始、また9月25日には工業品に対する価格契約制度の運用強化を決定した。

これら措置の概要は次のとおり。

(1) 物価引下げキャンペーン

イ. 物価抑制をテーマにしたポスターを同運動に協力する小売店、デパート、スーパー等約20万店舗(全国小売店舗のほぼ50%)に掲示し、小売業者、一般消費者のインフレ抑制に対する協力を呼びかける。

ロ. 9月以降3か月間に5%の値下げ(本年7月末比)を実現することを目標に約40品目を指定し、業界の自発的な値下げ努力を喚起する。

ハ. その対象品目としては、9月は学用品、10月は台所用用品、11月は衣類を主体とし、このほか各月ごとに一定の食料品を指定する。

(2) 工業品に対する価格契約制度の運用強化

イ. 消費者物価指数中の工業製品の上昇率を、年率8%以下とすることを目標とする。

ロ. 上記目標が達成されるよう、各業界ごとに1年間(74年10月～75年9月)の価格上昇率につき許容限度を定め物価官報に公表する。

ハ. 一次産品の価格動向等客観情勢に変化が生じた場合には、適宜許容限度を修正する。

ニ. 契約違反の企業名を官報に掲載するなど罰則を強化する。

◇フランス、1975年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月18日の閣議において、1975年度(1975年1～12月)予算案を決定した。今次予算案では、一般歳出の伸び(+13.8%)をGDP名目成長率(+14.3%)以下に抑え、総合収支じりて3億フランの黒字を計上しており、インフレ抑制を重視した点が特色である。

本予算案の概要は次のとおり。

(1) 確定収支(一般会計、特別会計の合計)の歳出総額は

2,640億フラン(74年度予算比+13.7%)、また歳入総額は2,645億フラン(同+11.3%)、収支じりは5億フランの黒字(74年度予算は55億フランの黒字)。一方、暫定収支(融資予算)じりは2億フランの赤字(74年度予算では16億フランの赤字)にとどめた結果、総合収支じりでは3億フランの黒字予算となった。

(2) 歳出面では、経常支出が公務員給与引上げ等による経費増に加え、老齢年金、身障者給付金、家族手当の引上げ等社会保障関係の支出増もあってかなり増大(前年度比+14.3%)した。一方、資本支出は立ち遅れている社会基盤整備関係(電信電話前年度比+24.0%、交通関係同+39.2%等)に重点的に配分され、総額では前年度比+10.4%に抑制された。また、軍事支出も一般歳出並みの伸び率(同+13.8%)にとどめられた。

(3) 歳入面では、所得税負担軽減のため基礎控除の引上げ(10→11.4千フラン)、課税所得最低限度の12%引上

げ、税率適用区分の細分化(10→5%刻み)が実施された(これによる増収見込み42億フラン)。一方、増税措置としては、景気調整税の創設(政府の定める基準増加率を上回って付加価値が増大した企業に対し、その上回る度合いに応じて税を課するという制度)のほかは酒税の税率引上げ(16%ポイント)が目だつ程度で、大幅な手直しは実施されていない。

2. 上記予算編成の前提となった来年度の経済見通しは次のとおり。

実績	(単位・前年度比%)			
	1973年度	1974年度	1975年度	1975年度
		当初見通し	改定見通し	当初見通し
国内総生産	6.1	5.5	4.7	4.2
個人消費	5.7	5.6	4.5	3.5
民間粗固定資本形成	7.2	7.0	4.7	4.5
輸出	12.2	12.0	12.7	10.1
輸入	12.9	12.5	7.7	6.0
消費者物価上昇率	7.3	6.7	n.a	8.0

フランスの1975年度予算案

(単位・百万フラン、△は赤字)

		1974年度	1975年度	前年度比増減(△)率(%)		
		予 算	予 算 案	1974/73	1975/74	
確定収支	一般会計	歳 出	227,630	259,009	16.2	13.8
		うち 経常支出	162,572	185,859	18.0	14.3
		資本支出	26,586	29,364	12.1	10.4
		軍事支出	38,472	43,786	11.4	13.8
		歳 入	232,978	259,407	18.1	11.3
	収 支 じ り	5,348	398			
	特別会計	歳 出	4,616	4,995	2.9	8.2
		うち 経常支出	733	861	△ 16.4	17.5
		資本支出	3,813	4,014	7.8	5.3
		軍事支出	70	120	0	71.4
歳 入		4,762	5,142	4.3	8.0	
収 支 じ り	146	147				
合計	歳 出	232,246	264,004	15.9	13.7	
	歳 入	237,740	264,549	17.8	11.3	
	収 支 じ り	5,494	545			
暫定収支	歳 出	4,489	3,304	22.4	△ 26.4	
	うち 経済社会開発基金	2,695	2,800	13.7	3.9	
	歳 入	2,841	3,079	6.7	8.4	
	収 支 じ り	△ 1,648	△ 225			
総合	歳 出	236,735	267,308	16.0	12.9	
	歳 入	240,581	267,628	17.6	11.2	
	収 支 じ り	3,846	320			

◇フランス、省エネルギー新対策を決定

フランス政府は9月25日の閣議において、次のような省エネルギー対策を決定した。

(1) 基本政策

1975年の石油輸入額を510億フランに抑制する(現行価格水準を前提にすると、輸入量は1973年実績比10%減に相当)。

(2) 対策

イ. 家庭用燃料

末端小売り段階での販売量を前年実績比10%減に供給制限する。

ロ. 工業用重油、ナフサ、プラスチック原材料

供給割当制を導入すべく特別の機関を設置し、同機関がユーザーとの間で個別に販売契約を締結する。

ハ. 自動車用ガソリン

配給制は実施しない。ただし、高速道路の速度制限強化

等を検討する(現行速度制限、高速道路時速140km、一般道路同90km)。

ニ. 石炭

国内石炭の増産計画を促進する。

ホ. 電力、ガス

消費節約のため料金体系の改定等を検討する。

ハ. 室内暖房制限の立法化(最高温度20度、暖房期間10月15日から4月15日まで等)。

◇イタリア、金担保借款につき西ドイツと合意

ルモール・イタリア首相は8月31日、西ドイツから金を担保に20億ドルの借款を受けることにつき、同国のシュミット首相と合意に達した旨発表した。本借款の供与条件等は次のとおり。

- (1) 信用供与金額…20億ドル
- (2) 信用供与形式…ブンデスバンクのイタリア銀行への預け金とし、取決め締結後直ちに実施
- (3) 担保…金。担保価格は最近2か月のロンドン金市場の平均相場の80%
- (4) 期間…6か月、ただし6か月ごと3回まで更新可能(最長2年)。
- (5) 金利…米国TB並み

本借款は、最近増大しつつあるイタリアの国際収支赤字を、追加的輸入制限措置を講ずることなくファイナンスすることをねらいとして、国内において引締め政策の効果をあげることを条件に合意されたものとみられている。

◇イタリア大蔵省、Banca Privata Italianaの銀行免許を撤回

イタリア大蔵省は9月28日、小規模個人銀行 Banca Privata Italiana を「重大な違法行為が認められ、かつ資本金および準備金を大幅に上回る損失がみられた」として銀行免許撤回処分に付した。同行グループは今春、外国為替取引を中心に大量の損失をこうむったことから資金繰りが悪化したため、Banco di Roma など3大商業銀行から経営支配権を見返りに資金援助を仰ぐこととなっていた。今回の免許撤回の結果、預金(約1兆リラ)のうち一般分および店舗網(シシリーが中心)はこれら銀行に肩代わりされる見込みである。なお、今回の措置はかねてから予想されていたことであり、また特殊金融グループの破たんということからしても、これを契機にイタリア金融界に新たな信用不安の動きが広がる公算は少ないとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇アジア開発銀行、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は9月6日、通常資金による貸出金利を年7.5%から8.25%(手数料1%を含む)に引き上げ、9月3日以降の新規融資承諾分(注)から適用する旨発表した。

今回の措置について同行では、世界銀行の金利引上げ(年7.25→8.0%、8月1日以降の新規融資承諾分から適用)に追随したもので、開銀債等の資金調達コストの上昇からやむをえない措置であると説明している。

なお、アジア開発基金(ADF)からの貸出金利(1%の手数料のみ)については据置き。

(注) 各国開発銀行向け融資の既往融資承諾未実行分についても、きたる11月1日以降利上げが適用される。

◇韓国、1974年第2四半期の国民総生産を発表

韓国銀行は、このほど1974年第2四半期(4～6月)の国民総生産(速報ベース)を発表した。これによると、実質GNPは前年同期比13.6%増と第1四半期(同+17.4%)に比較してかなりの伸び率鈍化となった。これは、鉱工業生産が輸出および国内消費需要の伸び悩みから繊維、合板等軽工業部門を中心に伸び率低下を示したほか、金融引締めによる企業設備投資マインドの鎮静化や財政支出繰延べなどから、建設業および社会間接資本が増勢鈍化をみたためである。

韓国の国民総生産

(前年または前年同期比増加率・%)

		1973年		1974年	
				第1	第2
				四半期	四半期
G	総額	16.5	17.4	13.6	
	農林水産業	5.5	7.7	5.0	
N	鉱工業	30.4	31.1	27.0	
	うち製造業	30.9	31.7	28.2	
P	建設業および社会間接資本	24.0	15.3	5.9	
	その他	11.3	9.0	9.0	
G	個人消費支出	8.5	7.4	6.9	
	政府の財貨・サービス	3.4	5.4	0.1	
N	經常購入	38.0	254.6	12.4	
	総投資	29.2	11.3	10.6	
E	うち国内総固定資本形成	60.8	18.2	10.6	
	財貨および用役の輸出(控除)	35.7	16.3	2.0	
	財貨および用役の輸入				

(注) 1970年不変価格による。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、8月23日の切下げ(9月号「要録」参照)に続き9月26日、為替レートを1米ドル=655ピアストルから670ピアストルに切り下げた(切下げ率2.2%)。なお、米国援助物資の輸入については、特別補助金が1米ドル当り60ピアストルに据え置かれたため、実効為替レートは1米ドル=610ピアストル(従来595ピアストル)となる。

◇クメール、為替レートを切下げ

クメール(カンボジア)政府は9月18日、公定為替レートを現行の1米ドル=420リエルから1,200リエルに切り下げた(切下げ率65%)。

同国では昨秋来、為替安定基金(注)が資金枯渇化し、外貨準備も危機的状態を呈しており(74年5月末、23.6百万SDR—輸入の1.3か月分)、米国経済顧問筋から、援助の有効利用を図る見地から切下げを勧告されていたが、最近輸入業者が決済に必要な外国為替をブラックマーケットを通じて手当てする事例が増えてきたことなどから上記措置の実施に踏み切ったものである。

(注) 1972年1月、わが国や米国など関係国の資金援助により設立。為替相場の安定を図るため毎年20百万SDR程度の資金拠出を受け、平衡操作を行っている。なお、73年中の国別拠出額は次のとおり。

	千SDR
日本	5,800
米国	14,400
豪州	800
英国	400
タイ	200
ニュージーランド	100
マレーシア	8
クメール	7,100
合計	28,808

◇タイ、支払準備率を引下げ

タイ中央銀行は8月23日、商業銀行の支払準備率を従来の8%から7%に引き下げの旨発表し、9月6日から実施した(前回の変更は3月1日、7→8%、3月号「要録」参照)。

同国では、年初来公定歩合の引上げ等金融引締めを強化してきたが、最近では内外需の不振から繊維、家電、建設部門等で業況の悪化が目だっているうえ、①財政支出の実行遅延、②在庫・減産手当て等企業の後ろ向き資金需要の増大、③ユーロ金利高に伴う資本流出、などから金融市場が極度にひっ迫しているため、今次措置の実施となったものである。

◇パキスタン、公定歩合の引上げ等を実施

パキスタン国立銀行は9月4日、公定歩合引上げをは

じめとする一連の金融引締め措置を発表し、翌5日から実施した。

本措置の概要、次のとおり。

- (1) 公定歩合を8.0%から9.0%に引き上げる。
- (2) 市中銀行の貸出最高金利を、指定銀行については11%から、非指定銀行については12%から、いずれも13%に引き上げる。また、貸出最低金利規制(10%、ただし最終製品関係12%)を新たに実施する。
- (3) 預金金利を次のとおり改訂する。

		旧	新
定期預金			
3か月以上6か月未満		年6.75%	年7.5%
6か月	〃 1年	7.25	8.0
1年	〃 2年	8.0	9.0
2年	〃 3年	8.5	9.5
3年	〃 4年	9.0	10.0
4年	〃 5年		10.5
5年以上			11.0

(注) 通知預金は従来どおり 4.0%。

- (4) 製造業(綿製品関係を除く)、卸売業における資金需要については、銀行借入れの比率を35~50%に制限するなどの選択的信用規制を実施する。

本措置は、同国の卸売物価が肥料などの輸入価格高騰もあって根強い騰勢を持続、7月には輸入関連商品の国内統制価格引上げが実施されるなど、先行き予断を許さない状況にあることから実施されたものである。

◇インドネシア、工業原料の輸入税引下げ

インドネシア政府は8月28日、国産されていない工業原料の輸入税を次のとおり引き下げた。

	新	旧
肥料工場用原料(硫黄)	0%	10%
タイヤ工業用原料(合成ゴム等)	5	10
硫酸および硫化アルミ用原料		
その他化学工業用原料		

同国では、輸入価格の高騰などから物価がなおかなりの高水準(CPI、7月、前年同月比+37%)を持続していることに対処し、生産コストの引下げを図る見地から本措置の実施に踏み切ったものとみられる。

◇サウジアラビア、1974/75年度予算を発表

サウジアラビア政府は7月19日、1974/75年度(1974年7月20日~75年7月8日(注))予算を発表した。同国は近年、石油収入の累増を背景に実質10%を超える高度成長を持続してきたが、本年はさらに巨額の石油収入(年初

見通し約200億ドル)が見込まれることから、本予算では、従来の農工業開発計画の促進とともに、道路、港湾、学校などインフラストラクチャの抜本的な整備・拡充と対外援助の拡大を企図し、きわめて意欲的な予算を編成している。

(注) 回教暦による年度区分を西暦で表示したもの。

本予算の概要、次のとおり。

- (1) 歳入は、原油価格の引上げによる利権料収入(前年度比3.5倍)、所得税(同3.6倍)の増収に加え、アラムコ(同国原油生産の95%以上を占める)への事業参加の進展(74年1月に経営参加比率を25%から60%に引上げ)による収益の大幅増加から、総額982億リアル(277億ドル)と前年度比4.3倍の著増。
- (2) 一方、歳出は総額457億リアル(129億ドル)と前年度比2倍の急増。これは、①都市開発関係費(同2.2倍)、運輸・通信関係費(同2倍)の大幅増加、②「発展途上国援助サウジアラビア基金」(本年度新設)への出資(30.1億リアル<8.5億ドル>)および対外援助資金(9.9億リアル<2.8億ドル>)の新規計上(この結果、対外援助資金は総額46.5億リアル<13億ドル>に上り、歳出予算の10.2%<前年度2.9%>を占める)、③緊急計画資金(10億リアル)、食糧補助金(8億リアル)の新規計上、などによる。なお、歳出のうちいわゆる開発関連支出は、合計264億リアルと全体の58%を占めている(前年度143億リアル、同63%)。
- (3) 歳入と歳出との差額(525億リアル<149億ドル>)は、75年7月に始まる第2次開発5ヵ年計画の農工業開発プロジェクトの財源に充当される予定。

サウジアラビアの1974/75年度予算

(単位・百万リアル)

		1973/74 年 度	1974/75 年 度	増加率
歳 入	石油利権料	4,271	15,080	3.5倍
	事業参加収益	1,065	22,481	21.1%
	所得税	15,929	56,871	3.6%
	その他とも計(A)	22,810	98,247	4.3%
歳 出	国防	5,408	8,813	63.0%
	都市開発	1,933	4,294	2.2倍
	文教	1,943	3,135	61.3%
	運輸・通信	2,283	4,558	2.0倍
	一般投資基金	2,552	3,000	17.6%
	対外援助	660	4,648	7.0倍
	その他とも計(B)	22,810	45,743	2.0%
収支じり(A)-(B)		0	52,504	—

◇豪州、英ポンド価値保証協定から離脱

豪州政府は、同国の外貨準備に占める英ポンド比率がポンド価値保証協定(68年秋締結、その後3回更新)における最低保有率32%を下回るに至ったため、8月31日(上記英ポンド比率約18%)、同協定からの離脱を決定した旨発表した。クリーン蔵相によれば、本措置は、「外貨準備につき、英ポンド最低保有率にしばられることなく多数の通貨を持つことにより、その弾力的な運用を図ろうとするものであり、英国もわれわれの立場を理解している」と説明している。

◇豪州、1975年度予算案を発表

豪州政府は9月17日、議会解散から編成が遅れていた1975年度(74年7月~75年6月)予算案を議会に提出した。本予算案では、歳出規模の大型化とこれに伴う財政赤字幅の拡大が目だっており、クリーン蔵相は本予算案の発表にあたり、「増大する失業の克服とインフレによる被害救済を最優先し、公正なる社会を建設することが眼目である」旨言明している。

(1) 概要

歳入面では、各種増税(法人税率引上げ等)や公共料金(郵便、電話)の引上げなどから、総額157億豪ドルと前年度(改訂後)比30.8%増が見込まれている。一方歳出面では、社会保障費、教育費の拡大に加え、地域開発費、運輸・通信費等を主体とした資本支出の増大もあって、総額163億豪ドルと前年度(改訂後)比32.4%の大幅な増加が計上されており、収支じりでは、前年度(改訂後)を大幅に上回る5.7億豪ドルの赤字(前年度同2.9億豪ドル)となっている。

(2) 特徴点

イ. 社会福祉の拡充

老齢年金支給額(週当り)を22豪ドルから28豪ドルに27%方引き上げ、週給70豪ドル以下の低所得者に対する所得税の課税を免除する一方、州政府に対する公共住宅建設資金の貸付規模を増額する。

ロ. 法人税率の引上げ等

法人税率を5%、また雇用税率を0.5%それぞれ引き上げるとともに、特定の鉱業所得(ボーキサイト、銅、ニッケル等)に対する非課税制度(控除率20%)を廃止する。

ハ. 資産所得に対する課税金の賦課等

個人の資産所得に対し、所得税のほか10%の課税金を賦課するとともに、キャピタル・ゲイン税(キャピタル・ゲインの50%を課税対象とし、所得税と同じ税率を適用)を新設する。

豪州の1975年度予算案 (単位・豪ドル)

		1974年度(A) (改訂後)	1975年度(B)	(B)/(A)
歳 出	国防	1,334	1,499	12.4%
	教育	860	1,535	78.5
	保健	948	1,232	30.0
	社会保障	2,489	3,441	38.2
	住宅	338	401	18.6
	地域開発	145	394	171.7
	運輸・通信等	1,562	1,954	25.1
	その他とも計	12,295	16,274	32.4
歳 入	所得税	7,444	10,446	40.3
	物品・消費税	1,555	1,765	13.5
	販売税	969	1,105	14.0
	関税	605	770	27.3
	その他とも計	12,002	15,704	30.8
収支じり (△印は赤字)	△ 293	△ 570	101.4	

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は9月24日、商業銀行の支払準備率を現行の5%から4%に引き下げ、翌25日から実施する旨を発表した。

同国では、昨年来の金融引締めによる企業金融のひっ迫などから景気停滞の色を濃くしており、これに対処して本年6月以降支払準備率を再三にわたり引き下げてきた(6~8月中、6回、通計4%引下げ)が、なお優先産業部門に対する資金供給が円滑を欠いているため、今回の引下げが実施されたものとみられる(支払準備率4%は既往最低の水準)。

◇豪州、為替レートの切下げ等を実施

豪州政府は9月25日、為替レートの切下げ等を実施した。概要次のとおり。

(1) 措置の内容

- イ. 為替レートを1豪ドル=1.4875米ドルから1.3090米ドルに切り下げる(切下げ率はIMF方式で12%)。
- ロ. 米ドルに対する固定リンクを廃止し、今後は為替レートを同国貿易ウエイトに基づく主要国通貨価値の加重平均により決定する。

(2) 背景

- イ. 豪ドルは71年末の多角的通貨調整後、再度の平価切上げと米ドルの切下げにより、西ドイツ・マルクを除く主要国通貨に対しかなりの切上げ(対米ドル通計切上げ率22.3%)となっていたこと。
- ロ. 同国の貿易収支は、関税の大幅引下げ(73年7月)

などに伴う耐久消費財等輸入の著増と輸出の不振(羊毛、酪農品の市況低迷)から、このところ急速に悪化し、外貨準備が大幅に減少(本年1~8月中16.2億米ドル減)していること。

- ハ. 国内面では、金融ひっ迫等による民間設備投資、住宅投資の停滞や、輸入増大に伴う国内競合業種の業況低迷から景気の後退が目だっていること(4~6月の工業生産は季節調整済み前期比2.4%減、失業率は5月1.32%から8月1.82%へ上昇)。

◇ニュージーランド、豪ドルの切下げに追随

ニュージーランド政府は9月25日、豪ドルの切下げに追随し、ニュージーランド・ドル(48年8月号「要録」参照)を、豪ドルを除く主要通貨に対し約9%切り下げる旨を発表、即日実施した(注)。

本措置の背景としては、①国内面では、貿易関係の緊密な豪州に対し、国内競合業種の競争力等を維持する必要があること、②対外的には、同国ではこのところ羊毛、酪農品の輸出価格低迷かたがた工業品輸入価格の高騰などから貿易収支が大幅に悪化し、加えて海上運賃の上昇等貿易外支払の増加、資本の流出もあって、外貨準備が6月末、5.9億米ドルと輸入の約2ヵ月分程度の水準まで落ち込んでいること、などの諸事情が挙げられる。

(注) 1英ポンドにつき1.6224NZドルから1.7826NZドルへ(切下げ率8.99%)。

1NZドルにつき1.4289米ドルから1.3000米ドルへ(同9.02%)

共産圏諸国

◇ソ連、イタリアと経済協力協定を締結

ソ連は8月1日、イタリアとの間で「経済・産業・技術協力10ヵ年協定」を締結した。本協定の直接的なねらいは、①従来からすでにイタリアが協力してきた化学、自動車工場の建設(注1)をいっそう促進すること、②天然資源の開発面で相互協力を行う(イタリアは石油パイプラインの資機材を提供し、見返りに天然ガスの供給<年間1,000万立方メートル>を受ける)ことにあるといわれており、これにより、両国間の貿易(注2)はいっそうの拡大が期待されている。

なお同協定締結により、ソ連と長期経済協力を締結した西側先進国は7ヵ国(注3)となった。

(注1) フィアット社がボルガ河近くのトリアッチ自動車工場建設を行っているほか、エニ社、モンテディソン社が大型化学プラントの輸出契約を締結。

(注2) ソ連・イタリア間の73年中貿易額(往復)は613百万ルーブル(前年比+30%)。

(注3) 米国、英国、フランス、西ドイツ、オーストリア、フィンランド、イタリアの7ヵ国。

◇ソ連、ルクセンブルクに銀行を設立

ソ連は東西貿易を金融面より促進する見地から、さる6月12日、ルクセンブルクに東西合同銀行(Banque Unie Est-Ouest S.A.)を設立した。ソ連はこれまで西側にモスクワ・ナロードヌイ銀行(ロンドン)、北欧商業銀行(パリ)、ロシア・イラン銀行(テヘラン)、東方貿易銀行(チューリヒ)、東西貿易銀行(フランクフルト)およびドナウ銀行(ウィーン)を設立してきたので、今回の設立は7番目となる。新設銀行の資本金は250百万ルクセンブルク・フランで、株主はソ連邦国立銀行、ソ連邦外国貿易銀行のほか、西側にすでに設立されている前記ソ連系銀行6行である。なお、今回のように西側進出のソ連系銀行が出資参加したのははじめてのことである。

◇ハンガリー、西側との初の合弁企業を設立

ハンガリーは1970年に外資導入法を制定(72年10月、外資参加に関する政令施行)し、西側民間資本導入によ

る合弁企業設立に意欲を示していたが、このほど西ドイツ、スウェーデンとの間にはじめて合弁企業設立契約が締結された。その内容は下表のとおり。

◇ポーランドに米国市銀はじめて進出

ポーランドはさる5月、ワルシャワにファースト・ナショナル・シティ・バンク・オブ・シカゴの駐在員事務所を設置することを認可した。これは、ポーランドが戦後西側銀行の進出を認めた最初のケースであるといわれている。これに伴い、ワルシャワ商業銀行は同行から8.9百万ドルの資金調達を行い、ポーランド国内に米国の技術援助を受けてソーセージ製造の2工場を建設することが予定されている。

なお、コメコン加盟のソ連および東欧諸国のなかで西側銀行の進出を認めたのは、ソ連、ルーマニアに次ぎポーランドが3か国目となった。

契約締結	ハンガリー側企業	西側の相手方	持株比率	業務内容
1974年5月	インター・コーポレーション社(ハンガリーの生産企業と西側企業との協力協定を調整するために設立された外国貿易省傘下の公団)	ジエムス(西ドイツ)	ハンガリー 51% 西ドイツ49%	現場の電気・電子関連企業に対する技術、コンサルティング・サービス
7月	CSEPEL社(自動車メーカー)およびKMOGURT社(自動車貿易公団)	ボルボ(スウェーデン) (自動車メーカー)	ハンガリー 52% スウェーデン 48%	ジープの組立製造(75年生産開始、生産予定1,000~1,200台/年)

◇中国、為替レートの発表方式を変更

中国人民銀行は8月12日以降、元の為替レート発表方式を従来の中心レート1本から、buying レート、selling

レートの2本建て(上下幅0.5%)に変更した。また同日から為替レートの変更は新華社(国営通信社)を通じて公表されることとなった(従来は中国銀行経由で同行コ

元の為替レートの推移

(単位・各国通貨100単位当り元)

	(注1) 1973. 2. 15 (A)	1973年末 (B)	1974年				元の切上げ率 (△は切下げ)	
			6月末	7月末	(注2) 8月末	9月20日 (C)	(A)/(C)	(B)/(C)
日本円 (1元当り円)	0.7677 (130.25)	0.7171 (139.45)	0.6900 (144.92)	0.6508 (153.65)	0.6638 (150.65)	0.6774 (147.62)	13.3	5.9
<同実勢>		<140.22>	<145.35>	<151.96>	<151.43>	<147.91>		5.5
米ドル	205.02	202.02	195.48	194.68	200.19	200.19	2.4	0.9
英ポンド	504.25	468.39	467.10	465.96	463.44	463.44	8.8	1.1
ドイツ・マルク	69.66	74.88	76.58	75.60	75.22	75.22	△ 7.4	△ 0.5
フランス・フラン	43.86	43.05	40.47	41.57	41.50	41.83	4.9	2.9
スイス・フラン	59.99	62.70	65.24	65.99	66.48	67.10	△ 10.6	△ 6.6
香港ドル	38.99	39.47	38.86	38.28	39.29	39.29	△ 0.8	0.5

(注1) 米ドル切下げに伴う主要国通貨調整直後(日本円については2月19日)。

(注2) 8月12日以降は売買レートの仲値。

ルレス先へ個別連絡)。

なお、元の主要国通貨に対する年初来の動き(9月20

日現在)をみると、ドイツ・マルク、スイス・フランを
除くすべての主要国通貨に対して切上げとなっている。